

IV 具体的な施策の推進

施策を進める5つの視点

1 子どもを社会の主役に

子どもは、社会にとって、かけがえのない存在であり、夢や希望を抱きながら心身ともに健やかに育つことが、県民すべての願いです。子どもが自立した個人として次代の社会の中心を担えるようになるだけでなく、今の社会の主役として、その幸せを第一に考えます。

2 地域の多様な主体が参画し、みんなで支えあう

行政を中心とした取組だけではなく、地域住民やNPO、企業など多様な主体が参画し、地域で支えあう取組を施策に生かします。

3 支援を、必要とするすべての人に

制度の狭間などにより支援が行き届いていない人を見逃すことなく支援や情報を届け、“誰ひとり取り残さない” 滋賀を目指します。

4 生まれる前から自立までの切れ目のない支援

子どもが成長するにつれて、支援が途切れたり、十分に受けられなかったりすることがないように、関係部局・機関の情報共有や緊密な連携により、生まれる前から社会の担い手となるまでの成長段階に応じた切れ目のない施策を目指します。

5 地域の実情を踏まえた「滋賀ならではの」取組

子ども・若者や子育て家庭の課題は多様化しており、ニーズに応じて様々な支援策を組み合わせ対応することが求められています。

また、地域によっても状況や抱える課題も異なることから、それぞれの実情を踏まえたうえ、地域の特性を積極的に活かします。

持続可能な開発目標 (SDGs) の視点を生かした取組の推進

平成 29 年 (2017 年) 1 月、滋賀県は全国に先駆け、持続可能な開発目標 (SDGs) を県政に取り込むことを宣言しました。

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 年 (2015 年) 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が 2030 年までに取り組むべき 17 の目標です。

子ども・若者育成支援に係る取組は、SDGs の 17 の目標のうち、「①貧困をなくそう」、「③すべての人に健康と福祉を」、「④質の高い教育をみんなに」「⑤ジェンダー平等を実現しよう」が主に関係しています。



行政はもとより、家庭、学校、企業をはじめ社会全体がそれぞれの立場から「子育て」「子育て」を切れ目なく支援していくことが、SDGs の達成に向けた取組であることを県内外に広く発信します。

7つの基本施策

1 社会全体で子育て・子育てを応援

重点的取組 外国人幼児児童生徒等に対する支援

(1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり

基本目標

滋賀県子ども条例に掲げる、「子どもが人権を尊重され、夢をもって健やかに育ち、子どもを安心して育てることのできる環境づくり」を進め、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

施策の方向性

県民、地域の団体、企業や行政など様々な主体が、子どもの人権を尊重し、その可能性を伸ばしていくことが大切であるという意識を育み、相互に連携して各々の責任を果たすなかで、子どもが健やかに成長するための環境づくりを進めます。

具体的取組

ア 子どもの権利条約や滋賀県子ども条例による意識醸成

- ・ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）や滋賀県子ども条例等を踏まえ、子どもの人権について理解・認識が深まるよう、県民に対して広報・啓発を行います。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園、学校、家庭、地域の関係機関等が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築いていくことをとおし、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。
- ・ 子ども自身が自らの権利を知ることができるよう支援するとともに、子どもが意見を表明できる機会を提供し、子どもの意見や思いを社会に生かしていくための取組を推進します。

イ 子どもの人権尊重にかかる研修の実施

- ・ 教育関係者、医療・福祉関係者、公務員など、特に直接子どもに接する機会が多い仕事に従事する人や子どもの人権に深い関わりのある人に対して、子どもの人権について理解と認識を深めるための積極的な研修を実施します。

(2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進

基本目標

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深めます。

施策の方向性

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子ども・若者の育成を見守り、ともに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育くむとともに、子どもの頃から地域活動に参加し、世代間のつながりを大切にする地域づくりを進めます。また、家族のふれあいやきずなを大切にしながら、男女がともに子育てに関わり、よりよい家庭環境をつくる意識を育みます。

具体的取組

ア 企業や地域による支援の促進

- 子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりに関する広報啓発をとおして、子ども・若者の育成に関わっていく必要性や意義、世代間交流による地域活動の大切さなど、地域の機能と役割について考える機会を提供し、その理解を促進します。
- 子ども・若者の健全育成や自立のための地域づくりに向け、家庭、学校、地域等の連携協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。
- 淡海子育て応援団事業登録事業所による子育てを応援するサービスの提供や、地域全体で子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくりなどをとおして、企業や地域による主体的な子ども・若者育成支援が進むよう機運を盛り上げます。

イ 家庭の教育力の向上

- 子どもが生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、実践できるようにするため、家庭の中でのしつけや教育が重要であるという意識を育みます。
- 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者、従業員をあげて自主的に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習の場の提供や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進します。

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、PTA等で学び合う機運を高めるとともに、保護者や地域の人同士が子育て経験や悩みを気軽に語り合える場づくりを支援します。
- ・ 地域全体で子どもの育ちを支える体制を構築するため、身近な地域において家庭教育に関する情報提供や相談対応等を行う家庭教育支援員の養成を進めるとともに、幅広く地域活動に携わっている人や子育て経験者等からなる家庭教育支援チームの組織化・訪問型家庭教育支援の普及を推進します。

(3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援

基本目標

障害の有無や国籍等に関係なく、すべての子ども・若者が、人権を尊重され、安心して安全に、健やかに成長していける共生社会を目指します。

施策の方向性

共生社会の実現に向け、障害や病気を抱えた子どもや外国人の子どもとその家族に対して、関係機関等と連携し、きめ細かな支援を行います。

具体的取組

- ア 障害や病気を抱えた子ども・若者に対する支援
- 障害のある子ども・若者およびその家族に対する支援
- ・ 地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の連携を進めます。
 - ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
 - ・ 認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。
- 発達障害のある子ども・若者に対する支援
- ・ 学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援の充実、発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、発達障害者支援体制の充実を図ります。

- **がんや難病等、病気を抱えた子どもや若者、その家族に対する支援**
 - ・ 乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携を進めるとともに、ワンストップで相談支援できるよう、体制の充実を図ります。

- **特別支援教育の推進**
 - ・ 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」に基づき、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学べるインクルーシブ教育システムの構築を進めます。
 - ・ 障害のある子どもの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するための適切な指導と必要な支援を行います。
 - ・ 多様な学びの場の整備を進めるなど、一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できる環境を実現します。

- イ **外国人幼児児童生徒等に対する支援【重点】**
- **教育・保育の充実**
 - ・ 外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている保育所等において、保育士等の追加配置や通訳等を活用し外国につながりをもつ家庭とのコミュニケーションの円滑化を図るなど、外国につながりをもつ子どもが安心して過ごすことのできる環境を整備するとともに、各家庭の状況に応じた個別の支援の充実を図ります。
 - ・ 外国につながりをもつ子どもを多く受け入れている認可外保育施設に対して、保育内容の充実や質の向上に向けた指導・助言を実施します。
 - ・ 認定こども園、保育所および幼稚園等において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針および幼稚園教育要領に基づき、外国につながりをもつ子ども等の受け入れや保護者への配慮、就学に際しての教育・保育から小学校教育への円滑な接続等に関する切れ目のない支援を行います。

○ 学習支援

- ・ 日本語指導の必要な外国人児童生徒等が所属する学級において、児童生徒が安心して学習活動に参加し、生活ができるように、母語支援員等によるサポートの充実を図ります。
- ・ 母語による支援が必要な外国人児童生徒等や保護者が、学校と円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、教員に対する実践的な研修の実施や母語が理解できる人材の活用による教育支援を行います。

○ 子どもの健全な育成の支援

- ・ 日本での生活に不慣れな外国につながりをもつ子どもに対し、外国人学校・警察ネットワーク会議の開催、非行防止教室や防犯教室などをおして、安心して過ごせるよう日本社会のルールなどに対する理解を促進します。

○ 多言語での情報提供および相談対応

- ・ 外国人県民等が生活に必要な情報を入手できるよう、外国人相談センターを設置・運営し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産、子育て、子どもの教育等の生活に関わる幅広い分野に関する情報提供や相談に多言語で対応します。

2 安心・安全な子育て環境

重点的取組 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上

(1) 安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくり

基本目標

結婚から妊娠、出産、子育てへと切れ目ない子育て支援により、出産や子育てに対する自信や安心感を持ち、子どもが安心・安全に生まれ育っていける環境をつくりまします。

施策の方向性

子どもを生み、育てることへの希望を高めるとともに、それらに対する不安を解消し、子どもが安心・安全に成長することができるよう、周産期医療体制の充実や、子どもの健康の確保のための取組を推進します。

具体的取組

ア 子を生み育てる機運の醸成

- ・ 出産や子育ての喜びや素晴らしさを広く伝え、男性の積極的な子育てを促し、子を生み育てる機運の醸成を図るとともに、安心して出産・子育てできる支援の充実や、正しい知識・情報、将来を見据えて子どもを生み育てることについて考える機会を提供し、結婚、妊娠、出産、子育てについての不安の解消を図ります。
- ・ 働きながら安心して子育てができるよう、仕事と家庭の両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得の促進や、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置(短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制)などの導入が進むよう啓発を行います。また、男性の育児休業の積極的な取得について啓発を行います。
- ・ 子どもが、地域にとっても将来の地域活力を生み出す大切な存在であるという認識のもと、地域住民や地域の団体を主体とした子どもの居場所づくりや子どもの見守り活動などが広がるよう機運の醸成を図ります。
- ・ これまでの段階的な無償化に加え、令和元年(2019年)10月より実施された3歳以上児を中心とした幼児・教育保育の無償化により、引き続き、幼児教育・保育に係る負担を軽減し少子化対策に取り組むとともに、生涯にわ

たる人格形成の基礎を培う質の高い幼児教育・保育の機会を保障します。

- ・ 多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生育てられる環境づくりを推進するため、国制度を拡充し、一定の所得世帯の第3子以降の保育料および副食費の負担軽減を図ります。
- ・ 若い世代が結婚・出産・子育てに希望を持ち、その希望が叶えられるよう、滋賀で結婚し子どもを持つことについて意識啓発を図り、企業や団体等と協働して、県民みんなで若者を応援する機運を醸成します。

イ 安心・安全な妊娠・出産の確保

○ 安全な妊娠や出産等に関する意識づくり

- ・ 安心・安全な出産を迎えるためには、思春期、妊娠期における母性意識の向上や健康管理が重要なことから、近い将来親になりうる10～20代の人や妊婦に対して、命の大切さや妊娠、出産についての正しい知識、仕事との両立を考慮したライフプランの検討などの普及啓発を図ります。
- ・ 市町や医療機関と連携・協力して、妊娠リスクスコア等の活用を推進し、出産にかかるリスクと妊娠中の健康管理の重要性について啓発を行っていきます。
- ・ 周囲の人たちが妊産婦に対して配慮しやすくし、妊産婦にやさしい環境づくりを進めるため、マタニティマークを周知します。

○ 不妊に悩む方への支援の推進

- ・ 不妊に悩む夫婦に対して、不妊専門相談センターにおいて医師、助産師等による専門的な相談を実施し、不妊治療に関する十分な情報提供と説明を行い、夫婦が治療について主体的に決定できるよう支援します。
- ・ 夫婦が家族や職場、社会から受けるさまざまな圧迫感や不妊治療に対する不安感、閉塞感、孤独感などの精神的な悩みに対する相談を実施します。
- ・ 不妊治療が受けられやすい職場環境や周囲の理解が得られるように、不妊治療と仕事の両立について支援を行います。

- ・ 不妊治療の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる配偶者間の不妊治療（体外受精や顕微授精）に要する経費の一部を助成します。
- **職場における母性健康管理の推進**
 - ・ 労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。
- **妊婦健康診査を受けられる体制の確保**
 - ・ 妊婦が、適切な時期に妊婦健康診査を受けることができるように、受診の啓発や市町における公費負担を行っていきます。また、県内統一して実施できるように関係機関と調整を行うなど支援を行います。
- **周産期医療体制の充実・強化**
 - ・ 安心して妊娠、出産できるように、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、周産期協力病院などの周産期医療提供体制を整備し、NICU等長期療養児を受入れ、在宅療養への円滑な移行を促進するために、後方支援病院を整備します。
 - ・ 安心して妊娠、出産できるように、周産期母子医療センターを中心に地域の病院や診療所、助産所との役割分担を行うなど地域内のネットワークの充実・強化を図ります。
- **産後うつなど個別に対応が必要な妊産婦に対する支援の充実**
 - ・ 妊娠、出産、産褥期（さんじょくき）は、母子の愛着形成やその後の子どもの心身の健全な発達に重要な時期であることから、マタニティブルー、産後うつ病、望まない妊娠や若年の妊娠、出産などについて、個別の状況に応じた支援を行います。
- **未熟児や先天性代謝異常など新生児への医療的対応**
 - ・ 未熟児は、病気にかかりやすく、心身に障害を残すおそれがあり、生後速やかに適切な医療が必要となることから、医療を必要とする未熟児に対して市町が行う養育医療給付事業について、補助を行います。
 - ・ 先天性代謝異常等については、放置すると知的障害などの症状をきたすことから、新生児について血液検査によるマス・スクリーニングを行い、異常

の早期発見を図ります。

○ 妊娠期からの切れ目ない支援体制の整備

- ・ 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が育児をできるよう相談指導の充実を図ります。
- ・ 市町における子育て世代包括支援センターの整備、相談機能の充実に向けた取組を推進します。
- ・ 市町における産前・産後サポート事業や産後ケア事業の取組が推進されるよう、従事者の資質向上のための研修会を開催します。
- ・ ハイリスク妊産婦や新生児については、周産期保健医療連絡調整会議などを通じて医療機関と市町の連携を強化し、支援が必要な者を早期に把握します。
- ・ 支援が必要な家庭については、要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦・要支援児童として情報を共有し、構成機関の役割分担のもと支援を行います。
- ・ 乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握などを行う乳児家庭全戸訪問事業の実施を促進します。また、支援が必要な家庭に対しては、関係機関が連携して、訪問による指導・助言等を行うなどの取組を進めます。

○ 母子保健従事者の資質向上のための研修の充実

- ・ 地域で安心して妊娠、出産、子育てができるよう市町における母子保健事業に対する支援、充実に努めます。
- ・ 不適切な養育の早期発見や育児不安の軽減、虐待予防に対応できるように研修会を開催し、母子保健従事者の資質向上を行います。

○ 医師の確保に向けた取組の推進

- ・ 子どもや妊産婦が安心して医療を利用できるよう、県内病院が行う医師確保のための取組を支援します。また、奨学金制度などにより、将来、県内で

就業する医師の確保と定着を図ります。

ウ 子どもの健康・医療の充実

○ 子どもの健康の確保

- ・ 保育所における子どもの健康と安全の確保が図られるよう、「保育園におけるアレルギー対応ガイドライン」や「保育所における感染症対策ガイドライン」等の活用を促進します。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園および学校等の関係者からのアレルギー疾患に関する相談について、アレルギー疾患医療拠点病院である滋賀県小児保健医療センターにおいて、各施設におけるアレルギー疾患対応を支援します。
- ・ 学校欠席者情報収集システムの普及促進を図り、認定こども園、保育所および幼稚園において、感染症の流行情報の把握による感染症対策を促進します。

○ 食育の推進

- ・ 出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣を定着させるため、市町が行う妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する学習の機会や情報の提供など、食育推進を支援します。また、健康な心と身体を育むために、認定こども園や保育所、幼稚園における食育の取組を推進します。
- ・ 食育推進研修会により、県民等に食育についての啓発を実施します。また、管理栄養士等への研修事業を実施し、地域における食育の推進を図ります。

○ 歯科保健対策の充実

- ・ 子どもの歯科保健対策について、歯科健康診断および健診後の指導を充実します。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園および学校における歯科健康診断および健診後の指導の充実や、むし歯予防のためのフッ化物洗口の実施を推進します。

○ 小児救急医療体制の充実

- ・ 休日・夜間の急な子どもの病気やけがにどう対処したらよいのか判断に迷った時に、専門家のアドバイスを受けることができる小児救急電話相談を実

施します。

また、休日や夜間に入院治療を必要とする小児救急医療を提供する病院に対して助成を行います。

- ・ 休日や夜間を含め医療機関を受診したい場合に医療機関を検索できるインターネットを活用したシステムとして「医療ネット滋賀」を運営し、適切に医療機関を受診できるよう情報提供を行います。

○ 子どもの事故等「防げる死」を予防する体制づくり

- ・ 誤飲・誤食、転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策を推進するため、母子健康手帳や別冊に啓発内容を記載しており、引き続き啓発に努めます。
- ・ 予防可能な子どもの死を減らすため、国における子どもの死因究明の動きを踏まえつつ効果的な予防策を検討します。

○ 乳幼児医療費の負担軽減

- ・ 乳幼児のいる家庭の医療費の負担軽減のため、乳幼児医療費助成を行います。
- ・ 小児期における小児がん、慢性腎疾患などの小児慢性特定疾病の治療は長期間にわたり、かつ医療費も高額であることから、医療費助成を行います。
- ・ 日常生活を営むのに著しい支障がある在宅の小児慢性特定疾病児に対する特殊寝台、車椅子などの市町が行う日常生活用具の給付事業に助成します。

(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実

基本目標

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応した地域における子育て支援の充実を図り、子育ての不安や負担感を解消します。

施策の方向性

子育ての不安や負担感の解消を図るため、子育てに関する相談機能の充実や、在宅で子どもを保育する家庭のニーズに対する一時預かり、就労しながら子育てをする家庭のニーズに対する放課後児童クラブやファミリー・サポート・センターによる支援、障害のある子どもへの支援など、多様かつ、個々のニーズに応

じた子育て支援の充実を図ります。

具体的取組

ア 子育て家庭の教育力の向上

○ 家庭の教育力の向上

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組める親と子の育ちの場づくりを支援します。
- ・ 多くの保護者が参加するPTAの学級懇談会等で、保護者同士が学習資料を活用して子育ての経験や悩みを気軽に話し合う活動や、保護者や地域の人が語り合える場づくりを支援します。

○ 家庭教育協力企業協定の取組の推進

- ・ 家庭の教育力の向上に向けた職場づくりに経営者・従業員をあげて自主的に取り組んでもらうため、企業と連携して、職場における各種の学習支援や情報提供を行い、子育てや家庭教育への理解を深める取組を推進します。

イ 子育て・子育てを支える地域の子育て支援の充実

○ 地域の子育て支援の計画的な推進

- ・ 市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業⁷の必要量の見込みについて定め、計画的に取組を進めます。

○ 利用に結びつく相談機能の充実

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の提供を希望する利用者が、ニーズに応じた施設を利用できるよう、地域子育て支援拠点や身近な場所での相談窓口や行政窓口での相談員による利用支援を推進し、利用の促進を図ります。

⁷ 【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業、②延長保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な事業者の参入促進・能力活用事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、⑨妊婦健康診査、⑩地域子育て支援拠点事業、⑪一時預かり事業、⑫病児保育事業、⑬ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

- **子育てに関する情報提供**
 - ・ 誰もが容易に県内の子育てに関する情報を着実に入手できるように、インターネットや様々な手段により積極的な情報提供を行うことで子育て家庭で感じる孤立感や子育てに係る負担感の軽減を図り、安心して子育てが出来る環境づくりをすすめます。

- **地域子育て支援拠点の充実**
 - ・ 子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなど、子育て家庭に対する支援を充実するため、地域子育て支援拠点の設置を支援します。

- **世代間交流による支援体制の充実**
 - ・ 高齢者と子どもの世代間交流が保育所等や児童館等で行われるよう市町と連携し、子育て支援を促進します。

- **一時預かり、子育て短期支援の充実**
 - ・ 保護者が育児疲れや急病の場合などに、保育所等において子どもを一時的に預かる一時預かり事業の実施を支援します。

 - ・ 育児に過重な負担がかかる出産後間もない時期の家庭や複雑な問題を抱える家庭が、定期的または一時的に子どもを預けて支援を受けられる体制を整えるため、市町による一定期間子どもを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施を支援します。また、市町がショートステイ事業を実施するにあたって、児童養護施設等や里親などを活用できるように支援します。

- **養育訪問支援の取組の推進**
 - ・ 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭における適切な養育の実施の確保を図ります。

- **放課後児童クラブの設置促進と支援員等の資質向上**
 - ・ 保護者の子育てと仕事の両立を支援し、子どもが保育所等から小学校に就学するにあたり適切な環境を整えるため、「新・放課後子ども総合プラン」も踏まえながら、保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生を対象とした放課後児童クラブの計画的な設置を支援します。

- ・ 放課後児童クラブに従事する支援員に対する研修を実施し、その資質の向上を図ります。

○ ファミリー・サポート・センターへの支援

- ・ 育児に対する援助を受けたい人と行いたい人とを会員として組織し、保育所等までの送迎や保育所等閉所後の一時的な預かりなど、育児についての助け合いを行うファミリー・サポート・センターへの支援に取り組みます。

○ 子育て支援活動に携わる人材の育成

- ・ 地域の子育て支援活動に関わる人材の育成と資質を向上させるため、子育てに関する専門的な知識や技術を修得できる機会を提供するとともに、地域子ども・子育て支援事業に従事する人材の養成を図ります。

- ・ 子育て支援に関わるすべての人が児童虐待防止の視点をもって活動することが、未然防止や早期発見のために重要であることから、児童虐待防止に関する研修への参加や関係機関・団体での学習を働きかけます。

- ・ 多様な主体が取り組む子育て支援の地域ネットワークの構築を推進し、市町において、子育て支援に関する情報共有や関係者の連携が進むよう支援します。

ウ 障害のある子どもとその家族への支援

○ 障害の早期発見、早期治療の推進と障害のある子どもや長期療養をしている子どもの成長・発達およびその家庭への支援

- ・ 身体に障害のある子どもや現存する疾患を放置すると将来において障害を残すおそれのある子どもの手術などの医療費について、育成医療の給付を行います。

- ・ 慢性的な疾病により医療的ケアを必要とする子どもの在宅医療の実態を調査し、子どもおよびその家族が在宅療養中においても適切なケアと生活支援を受けられることができるように保健、医療、福祉、教育が連携し、子どもと家族に対する長期的な支援の充実を図ります。

- ・ 障害のある子どもの発達支援や家族支援のほか、保育所等の地域関係機関への支援を行うなど、切れ目のない継続的な療育の実施を推進します。

- ・ 地域自立支援協議会等を活用し、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない継続した支援ができるよう、関係機関の情報共有や連携の強化を図ります。

○ 放課後等デイサービス等の設置促進

- ・ 障害のある子どもが学校と家庭以外で過ごせる第三の場において、仲間との関わりの中で社会的経験を積み、自立や発達を促すことができるよう、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等における支援の充実を図ります。
- ・ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れを促進するため、市町が実施する障害児受入推進事業等を支援し、障害のある子どもの放課後の生活を充実します。
- ・ 放課後等デイサービス事業者等の障害児通所支援事業者に対し、ガイドラインの遵守やサービス自己評価の情報公表の促進等により、支援の質の向上を図ります。

○ 発達障害のある子どもに対する支援

- ・ 発達障害に関する身近な地域での専門的な相談支援や早期療育の充実、県民理解の一層の促進を図ることなどにより、発達障害者支援施策を総合的に推進します。
- ・ 発達障害については、早期発見・早期支援、学齢後期から成人期における支援、各ライフステージや移行期における切れ目のない支援、家族支援、発達障害に関する県民の理解促進等に取り組み、県内における発達障害者支援体制の充実を図ります。

(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実

基本目標

就学前の乳幼児期は、子どもの人格が形成される重要な時期であり、子どもの健全な成長が促されるよう就学前教育・保育の充実を図り、適切な教育・保育を提供します。

施策の方向性

潜在的ニーズも含め早期に待機児童の解消を図り、教育・保育を必要とする子

子どもが確実にこれらのサービスの提供を受けられるよう、認定こども園、保育所および幼稚園の計画的な整備や地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育および事業所内保育）の設置を促進します。また、認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実を図るため、また、障害のある子どもへのきめ細かな保育の実施が図られるよう、それらを担う人材の確保や資質の向上を図ります。

具体的取組

ア 就学前の教育・保育の提供

○ 待機児童の早期解消

- ・ 市町とともに保育所等の整備による保育の受け皿の拡大や、それを支える保育人材の確保対策を強化し、待機児童の早期解消を図ります。
- ・ 全市町参加の下で設置している待機児童対策協議会において、市町の取組に対する支援を実効的なものとするため、また、広域的な観点から特に専門性の高い施策について協議・検討を行い、保育現場の意見を踏まえた効果的な待機児童解消のための取組を進めます。

○ 親と子の育ちの場の提供

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育ちの場づくりを支援します。

○ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の充実

- ・ 子どもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、認定こども園、保育所や幼稚園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領および滋賀県幼児教育推進の指針に基づき、集団生活や遊びをとおして子どもの基本的な生活習慣や社会性などが育まれるよう、就学前教育を充実します。
- ・ 教育・保育において育まれまた資質・能力を踏まえ、小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、小学校の教師との意見交換や合同研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との連携を推進します。

- ・ 教育・保育の充実および認定こども園、保育所および幼稚園の教育・保育と小学校教育の円滑な接続のための教育・保育課程等のあり方について実践的研究を支援します。
 - ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、人権を大切にする心を育てる教育・保育の実践を推進します。
 - ・ 認定こども園、保育所および幼稚園等において、子どもが危険な場所や遊び方を認識し、災害や犯罪等の危険を回避するための行動のしかたを身に付けるため、安全教育を推進します。
 - ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、自然体験活動を積極的に取り入れるなど滋賀の豊かな自然環境や地域資源を活用した取組を推進します。
 - ・ 滋賀県環境学習の推進に関する条例に基づく推進計画により、認定こども園、保育所、幼稚園をはじめ家庭や地域で環境学習を推進し、身近な自然や暮らしの中でのさまざまな体験活動をとおして、“いのち”の大切さ、自然の大切さに対する理解を促し、自分で考え行動する力を育成します。
- **子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保**
- ・ 市町による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有などについて、市町と連携して取り組みます。
- イ **認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育の場の充実**
- **潜在的な教育・保育ニーズに対応するための計画的な認定こども園、保育所および幼稚園等の整備支援**
- ・ 各市町の子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、潜在的な教育・保育ニーズを含めた必要量を定め、各市町における教育・保育施設⁸、地域型保育事業の計画的な整備・設置を支援します。

⁸ 【教育・保育施設】
認定こども園、保育所、幼稚園

- **認定こども園等の広域利用調整および認可等の円滑な推進**
 - ・ 認定こども園、保育所および幼稚園の広域利用ニーズの実態や市町子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、県設定区域を設定し、市町の区域を越えた広域的な施設利用の調整を行うとともに、幼保連携型認定こども園および保育所の認可、保育所型・幼稚園型認定こども園の認定にかかる需給調整を行い、計画的な取組を推進します。

- **小規模保育、家庭的保育、事業所内保育等の実施支援**
 - ・ 待機児童の多い地域などにおける保育ニーズに柔軟に対応できるよう、20人未満の小規模保育事業や、自宅等で少人数の乳幼児を保育する家庭的保育事業、事業所内保育事業等による受入れを支援します。

 - ・ 小規模保育事業、家庭的保育事業および事業所内保育事業等を利用する子どもが、教育・保育を継続して受けられるよう、認定こども園、保育所等の連携施設の確保を支援します。

- **保育の必要性が高い家庭への配慮**
 - ・ 市町において、児童虐待防止の観点から、保育が必要な子どもの保護者に認定こども園および保育所の利用申し込みを勧めるとともに、利用調整にあたって配慮するよう働きかけます。

 - ・ 認定こども園、保育所へのひとり親家庭の子どもの優先利用が進むよう、市町と連携・協力して取り組みます。

- **多様な保育ニーズへの対応の促進**
 - ・ 就労形態の多様化等によるさまざまな保育ニーズに対応し、多様な保育を充実するため、認定こども園、保育所における延長保育や夜間保育、休日保育などを促進します。

 - ・ 幼稚園における通常の教育標準時間を超えた時間帯や長期休業期間中の保育ニーズに応じ、幼稚園における一時預かり等を促進します。

- **病児保育の実施の促進**
 - ・ 子どもが病期中、または病気回復期のため集団保育が困難になる間、保育所・医療機関等において一時的に保育を行う病児保育の実施を促進します。

ウ 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の確保および資質の向上【重点】

○ 保育士等の人材確保

- ・ 保育士・保育所支援センターにおいて、保育士養成施設の学生等の県内保育所等への就職促進や、潜在保育士への保育人材バンクによる就職あっせんや再就職支援を行うとともに、現任保育士のための相談窓口を設け就労継続をサポートするなど、県内保育所等に就労する保育士等の安定的な確保を図ります。
- ・ 保育士養成施設に通う学生に対する修学資金の貸付により、保育士資格の新規取得者を確保するとともに、潜在保育士に対する就職準備金の貸付や未就学児をもつ保育士等の子どもの保育料の一部貸付により、保育現場への再就職を支援するなど保育人材確保のための各種貸付事業を実施します。
- ・ 保育士・保育所支援センターの体制強化を図るとともに、保育士有資格者バンク登録制度による潜在保育士への再就職支援や、保育の魅力や特色ある保育所等の取組を情報発信するなど、保育現場の意見を反映した保育人材確保対策の充実を図ります。
- ・ 小規模保育事業や家庭的保育事業等の保育従事者の確保を図るための研修を実施します。
- ・ 保育士等が笑顔で働き続けられるよう、処遇の改善や働きやすい職場環境づくりの取組を促進します。

○ 幼稚園教諭免許および保育士資格の併有促進

- ・ 幼保連携型認定こども園の保育教諭の確保等を図るため、幼稚園教諭免許もしくは保育士資格のいずれかを有する者に対する当該免許・資格取得のための特例制度の利用を促進します。

○ 研修機会の充実等による保育士等の資質の向上

- ・ より質の高い幼児教育・保育を提供するため、保育士等の研修機会の充実や教育・保育指導員による保育技術指導を実施し、保育士等の資質の向上を図ります。

- ・ 保育現場におけるリーダー的職員等の資質、専門性の向上を図るため、必要な知識および技術の習得等のためのキャリアアップ研修を実施します。
- ・ 幼稚園の教育課程の編成をはじめとして、幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教諭の資質の向上を図ります。

エ 認定こども園、保育所および幼稚園等における教育・保育の質の向上

○ 教育・保育情報の公表

- ・ 施設や事業者の透明性を図り、教育・保育の質の向上を促すため、施設設備や職員の状況、施設の運営方針や教育・保育の内容などを県のホームページ等を通じて公表します。

○ 認定こども園、保育所等における第三者評価等の実施促進

- ・ 認定こども園、保育所において、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価する第三者評価の実施を促進します。また、教育・保育の質の確保・向上のため、認定こども園、保育所および幼稚園における自己評価およびその内容の積極的な公表を働きかけます。

○ 認可外保育施設の認可施設への移行促進と質の向上

- ・ 保育の安定的な供給や質の確保の観点から、認可保育所等による必要な受け入れ枠の確保を基本に、質の高い認可外保育施設の認可保育所等への移行を促進します。

- ・ 認可外保育施設に対する適切な指導監督の実施により保育の質の確保に努め、ホームページに施設の状況を掲載するなど情報を提供します。

○ 滋賀の豊かな自然環境等を活用した取組の推進

- ・ 自然保育を中心とした幼児教育・保育を実践している「森のようちえん」など、いわゆる幼児教育類似施設や認可外保育施設における滋賀の豊かな自然環境や地域資源を活用した取組を推進します。

オ 障害のある乳幼児への支援

○ 障害のある子どもの保育の推進

- ・ 認定こども園、保育所において、障害児を担当する専任保育士の加配や看護師等の配置をすすめ、障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状

態に応じたきめ細かな保育の実施を推進します。

- ・ 保育所等を利用する障害のある子どもが保育所等における集団生活に適応できるよう、訪問支援員が専門的な支援を行う「保育所等訪問支援」の実施を促進します。
- ・ 障害のある幼児の就園を促進するため、各私立幼稚園が行う特別支援教育事業に対して助成します。

(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり

基本目標

子どもが事件や事故の被害にあわないよう、安全確保に努めるとともに、子どもたちが自らの身を守る力を育てます。

また、子どもや子育て家庭が安心して暮らせる環境をつくります。

施策の方向性

子どもや子育て家庭がゆとりと安心感を持って毎日の生活が送れるよう、住宅、道路、公共施設などの生活環境全般にわたって、子育てにやさしい環境を整備するとともに、子どもを事故や災害から守るための取組を推進します。

具体的取組

ア 地域における安全の確保

○ 学校、通学路、園外活動時および地域における安全の確保

- ・ 学校における危機管理マニュアルの点検見直しや学校安全計画の作成をとおして、各学校における安全管理体制を強化するほか、教職員を対象とした研修会の開催などにより、危機管理意識を高めます。
- ・ 生活安全、交通安全および災害安全の三つの領域の安全教育を充実し、子どもたちが事故や災害から自らの身の安全を守る力を育成します。
- ・ スクールガード（学校安全ボランティア）、子ども安全リーダーの養成や活動支援を行うなど、学校、家庭、地域、企業等が連携して、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりを進めます。

- ・ 未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路等の安全を確保するため、歩道設置等の道路交通安全環境の整備や、交通安全対策や自動車の運転手等に対する注意喚起など、散歩等の園外活動等の安全を確保するための区域（キッズ・ゾーン）の設定、保育支援者等（キッズ・ガード）による園外活動時の見守りなどを推進し、通園路や学校外・園外活動中の幼児・児童の一層の安全確保を図ります。
 - ・ 子どもを対象とした犯罪を未然に防止するため、通学路などにおいて、PTA等の学校関係者や子ども安全リーダー、自主防犯活動団体等とが連携したパトロール活動や「子ども110番の家」を設置するとともに、子どもに危険予測・回避能力を身に付けさせるための防犯教育を推進します。
 - ・ 通学路における通学児童の交通安全の向上を図るため、県内の小学校区ごとに、おうみ通学路交通アドバイザーを委嘱し、通学路点検、通学児童の保護誘導活動、通学路に関する要望の集約、交通安全教育活動を支援します。
- 子どもを交通事故、犯罪等から守るための活動の推進
- ・ 子どもを交通事故から守るため、地域ぐるみで交通安全意識を高めるとともに、全席でのシートベルトとチャイルドシートの着用、自転車乗車時のヘルメット着用の普及啓発に取り組みます。
 - ・ 子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例や同条例に基づく防犯上の指針に基づき、県、市町、県民、事業者等が一体となって、子どもの特性を踏まえた防犯活動を展開し、犯罪のないまちづくりを推進します。
 - ・ 犯罪発生情報の速やかな提供、犯罪に直面した際の対応を網羅した犯罪対応マニュアルの作成・配布、地域安全マップの作成や地域に根ざした自主防犯活動への支援などをおして、県民の自主防犯意識を高めます。
- 良質な住宅および良好な居住環境の確保
- ・ 県営住宅の入居にあたっては、子育て世帯に対して収入基準の緩和を行うとともに、多子世帯に対して優先入居を行うことにより、子育て期における住宅確保を支援します。

- ・ 住宅室内で建材や家具等から放散する化学物質が健康に悪影響を与えるシックハウス対策について、ホームページなどをおして情報提供します。また、シックハウスに配慮した住宅の建て方、購入の仕方、建材・施工材の選び方などについて相談を行います。

○ 安心して外出できる環境の整備

- ・ だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づき、子どもや妊産婦、子ども連れにやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。
- ・ 児童等に対する声かけやつきまとい等の前兆事案に対する先制的な指導警告等の推進と、児童等が被害に遭わないための防犯環境の整備を継続して推進します。
- ・ 安心して安全な活動拠点(居場所)を確保し、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進するため、放課後等の学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等を行う放課後子ども教室や、児童館などの遊び場を充実します。
- ・ 子どもや親子が自然とふれあい、運動やレクリエーション活動を行うなど、多様な活動の拠点として都市公園の整備を推進します。

○ 子どもを災害から守る取組の推進

- ・ 子どもを災害から守るため、地震が起きたときや大雨が降ったときに注意することなどについて、わかりやすく広報します。
- ・ 地先における河川などのはん濫や浸水の可能性を示す「地先の安全度マップ」を作成・公表しており、認定こども園、保育所、幼稚園、学校、その他子どもが利用する施設等における、命を守るための避難行動や備えについて注意喚起を行います。
- ・ 小学校教員向けに作成した「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」の活用による学習を働きかけ、子どもの頃から「自らの身は自らで守る」という意識を持ち、防災と防犯に関する理念を養う取組を推進します。

- ・ 災害時において関係者が連携して、迅速、的確に対応できる体制の確立と県民の防災意識の高揚を図るため、各防災機関、関係団体、企業、地域住民および児童生徒等の参加のもと、総合防災訓練を実施します。
- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園の耐震化を促進します。

(5) 仕事と家庭の両立支援

基本目標

男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合っていけるよう、仕事と家庭の両立ができる社会環境をつくりまします。

施策の方向性

長時間労働の抑制や育児休業の取得など個人の状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択できる社会環境づくりを進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を促進します。

また、仕事と家庭の両立を支援する環境づくりを進めるとともに男性が積極的に子育てに関わる機運を醸成し、子育て期の女性の就労継続や再就職を支援します。

具体的取組

ア ワーク・ライフ・バランスの実現のための取組

○ 仕事と生活の調和を推進するための意識づくり

- ・ 家庭、地域、職場などあらゆる場において、男女がともに子育てに関わり、子育ての喜びや悩み、責任を分かち合う意識を育みます。
- ・ 企業、労働者、地域、行政などの関係者が連携・協力して、働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランス推進に取り組みまします。
- ・ 次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した企業をワーク・ライフ・バランス推進企業として登録し、県のホームページで取組を紹介することにより、企業におけるワーク・ライフ・バランスを促進します。

○ 女性の再就職支援

- ・ 出産や子育て等により離職後、再就職を希望する女性や仕事と子育ての両立に悩む女性等を支援するため、滋賀マザーズジョブステーションにおいて、仕事と子育ての両立に向けたアドバイスや保育情報の提供、託児の実施、就

労相談、求人情報の提供など一貫した就労支援をワンストップで行います。

イ 企業における子育て支援の取組の推進

○ 男女がともに子育てに関わるための職場環境づくり

- ・ 仕事と子育ての両立を支援するため、事業主や労働者に対し、関連法制度や各種助成金制度等について周知するとともに、企業において育児休業や子どもの看護休暇の取得促進、子育て期間中の勤務時間の短縮等の措置（短時間勤務制度、所定外労働の免除、フレックスタイム制など）の導入が進むよう啓発を行います。
- ・ 妻が専業主婦である男性労働者も育児休業の取得が可能であることを広く普及するなど、男性の育児休業の積極的な取得についての啓発を行います。

○ 多様で柔軟な働き方が可能な職場づくり

- ・ 年次有給休暇の取得促進や所定外労働の削減を進めることにより、仕事と生活のバランスが取れた働き方を実現し、男女がともに子育てに積極的に関わることができる職場環境づくりを推進します。
- ・ 企業における仕事と子育てが両立できる職場環境づくりを推進するため、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施が促進されるよう働きかけます。
- ・ 労働基準法に基づく産前産後休業等の母性保護規定や男女雇用機会均等法に基づく母性健康管理に関する措置を周知します。
- ・ 育児休業を取得予定または取得中の労働者を対象に休業期間中に必要な生活資金の融資を行います。
- ・ 事業所内保育施設について、複数の企業等が共同で設置することも含め、理解が深まり、設置が促進されるよう働きかけるとともに、地域にも開かれた施設となるよう促します。

○ 県の職場における職場環境づくりの推進

- ・ 県の職場において、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく特定事業主行動計画により、率先して仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりに取り組みます。

3 子ども・若者の健やかな育ち

重点的取組 子ども食堂等の居場所づくりの推進

(1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進

基本目標

社会全体で子ども・若者の育成支援に取り組む意義や子ども・若者の育ちや自立を支える地域づくりの重要性について、県民の理解を深める取組を進めるとともに、安全で安心な子どもの居場所や活動拠点を確保し、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。

施策の方向性

子育ては社会的に意義のある重要な営みであることや、子どもの育成にともにに関わり、支える地域づくりが大切であるという意識を育むとともに、地域のなかでの子どもたちの居場所や遊ぶ場の確保に取り組みます。

具体的取組

ア 子ども食堂等の居場所づくりの推進【重点】

- 子どもを真ん中に置いた地域づくり活動に対する立ち上げ支援、運営サポート、物資提供、事業への人的協力（ボランティア）などの様々な支援を公私協働で展開します。
- 遊べる・学べる淡海子ども食堂の展開にあたり、農業者との連携や地域の防災、歴史、文化を学ぶなど、地域の特性を生かし多世代が集える居場所となるよう進めます。
- 様々な事情から学校に行きづらくなっていたり、家庭の中で安らぎを感じられない状況にある子どもたちが安心してすごせる居場所づくりを公私協働で進めます。

イ 地域・企業がともに関わり支える地域づくり

- 子育てを応援するサービスの実施や、子育て中の親子が気軽に外出できる環境づくりなどの取組を広く企業や店舗に働きかけるとともに、その趣旨に賛同した企業等を応援団として登録し、その取組内容を紹介する淡海子育て応援団事業を推進します。

- ・ 就学前における子育て支援の取組とも連携した保護者への読書啓発の働きかけや、学校・図書館等の関係機関、ボランティア等と協力した取組を通して、全ての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができる環境づくりを進めます。
- ・ 子ども・若者の健全な育成や自立のための地域社会づくりに向け、家庭、学校、地域等の連携・協力のもとに、青少年育成県民運動を推進します。

(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実

基本目標

基本的な生活習慣の定着など子どもの「学ぶ力」の向上を基盤に、子どもが確かな学力、豊かな人間性や社会性を備え、個性的で創造性に富み、互いの人権を尊重し、公の心を持って社会に貢献し、自ら未来を切り拓いていくことのできるたくましさを身に付けます。

施策の方向性

子どもが社会の一員として個性を伸ばしながら成長し、自立していくための基礎を身につけられるよう「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「滋賀の自然や地域と共生する力」を育むため、学びや体験の機会を確保します。

具体的取組

ア 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む

○ 「確かな学力」を育む

- ・ 子どもの「確かな学力」を育むため、個に応じたきめ細かな学習指導を進め、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成します。
- ・ 子どもが社会の変化等に対応し、新しい時代を切り拓いていけるよう、英語等の外国語能力を育成する教育や国際理解教育をはじめ、コミュニケーション能力、情報活用能力、職業教育、理数教育、プログラミング教育、子ども読書活動の推進等、必要となる知識・能力の育成を図ります。

○ 「豊かな心」を育む

- ・ 全ての子どもにとって居場所のある学級・学校づくり等を進める中で、先人から受け継いだ「近江の心」に学びながら豊かな道徳性や社会性・創造性を培い、互いの人権を尊重し、多様な人と共に生きていこうとする心と態度を育みます。
- ・ 子どもの豊かな情操や規範意識、自尊感情、社会性、人を思いやる心などを育むため、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。
- ・ 子どもが社会性や思いやりの心を育み、人と人との絆を深め、豊かな人間関係をつくることができるよう、子ども一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて自己肯定感を感じさせるとともに、相手の気持ちを理解できる心の育成を図ります。
- ・ 児童生徒の自発的、自治的な活動を進めるとともに、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進します。
- ・ 子どもが人権の意義や人権問題について正しく理解するとともに、自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な行動を身に付けられるよう人権教育を推進します。

○ 「健やかな体」を育む

- ・ 心身の健全な発達を促すため、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質や能力を育てるとともに、体力の向上と健康の保持増進の基礎となる力を培います。
- ・ 食育や、生活習慣の改善について、学校、家庭、地域が連携協力しながら各課題の解決ができるよう、支援体制の充実を図ります。

イ 「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む

○ 滋賀ならではの本物体験・感動体験の推進

- ・ 滋賀ならではの本物体験や感動体験を通して、仲間とのつながりを実感できる活動を計画的に推進し、実践的な環境教育を充実させることで、主体的に行動できる力の育成を目指します。

○ 体験活動や環境教育等の推進

- ・ 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や身近な社会環境をフィールドとして、「地域が学校、住民が先生」という考え方のもと、「しがこども体験学校」の体験プログラムを充実し、さまざまな実体験をとおして子どもの豊かな人間性や社会性を育みます。
- ・ 子どもの体験活動の推進に寄与する県内の青少年団体等の活動を支援するとともに、青少年団体等のネットワーク化を図り、子どもの多様な活動の場づくりを促進します。

○ 情報活用能力の育成

- ・ コンピュータ等を適切に用いて情報を得たり、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成し、発信・伝達する能力を高め、将来の予測が難しい社会において、主体的に新たな価値を創造する能力の育成を目指します。

○ 消費者教育の推進

- ・ 成年年齢の引き下げやキャッシュレス化等、社会の変化に対応して消費者教育を推進します。

(3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進

基本目標

子ども・若者が、次代の社会の担い手として、他者や地域社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人として自信と誇りを持ち、社会の中で自らの持つ力を発揮できることを目指します。

施策の方向性

社会の一員としての意識を育み、社会の中で自らの持つ力を発揮していけるよう、地域活動や社会貢献活動などへの主体的な社会参画を促すとともに、若者が能力と適性に合った職業を選択し、職業人として自立していけるよう支援します。

具体的取組

ア キャリア教育の推進

○ 体系的・系統的なキャリア教育の充実

- ・ キャリア・パスポートや「夢の手帖」（小学生版・中学生版・高校生版）の活用、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等キャリア教育・進路指

導連絡協議会の開催により、各学校段階における系統的なキャリア教育を実施します。

- ・ 子どもが、社会人・職業人として自立していくことができるよう、中学生の職場体験や高校生のインターンシップなど、子どもの発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開します。
- ・ コミュニケーション能力をはじめとする社会人・職業人に必要とされる基礎的な能力の向上を図るなど、キャリア形成を支援します。
- ・ 専門的な知識、技能、能力や態度を育成し、職業生活へ円滑に移行する準備および自己の将来の可能性を広げていくことができるよう、地域の企業等と連携しながら、取組の充実を図ります。

○ 勤労観・職業観の養成

- ・ 子どもの頃から「仕事」に興味を持ち、自分の将来に夢や希望、憧れなどが持てるよう、「仕事体験」や「働く大人との出会い」などの体験活動を推進します。

イ 若者の就職支援の充実

○ 就職支援

- ・ 若者の就労を支援するため、しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行います。
- ・ 就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。
- ・ 実社会の基本的なルールや仕事のルール、基礎知識について記載したハンドブックを配布し、事前の理解不足による就職後の早期の離職防止を図ります。

○ 職業に関する知識、技能の育成

- ・ 県立高等技術専門校による若者の職業能力の開発や民間教育訓練機関を活用した離職者委託訓練の実施や就職支援アドバイザーのキャリア・コンサルティング等により、若者の就職活動の支援を行います。

○ 若者の就業機会の拡大

- ・ 農林水産業や地域の地場産業等につく意欲を持つ若者や起業を目指す若者に対して、情報提供・相談、職業紹介、その他就業や事業実施に必要な支援を行います。

4 青少年の健全な成長

重点的取組 青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実

(1) 青少年の健全育成の推進

基本目標

青少年を取り巻く環境の整備や青少年の健やかな成長を阻害する恐れのある行為および環境から青少年を保護するとともに、青少年が自らのもつ力を発揮しながら、たくましく生きることができる環境整備をします。

施策の方向性

青少年が犯罪や事故などに巻き込まれないよう安全を確保するとともに、健やかに成長するための環境を整備します。

具体的取組

ア 青少年活動の活性化による自立性や社会性を獲得する機会の充実【重点】

○ 社会参画に向けての機会づくり

- ・ 子どもの権利条約の趣旨をふまえ、子どもの頃から、自らの考えを持って意見表明でき、社会の一員として積極的に社会参画する力を育むことができるよう支援します。
 - ・ 学校や関係機関、NPO等と連携を図り、青少年が安心して自らの思いを伝えることができる環境づくりの一層の推進を図ります。
 - ・ 青少年が国際的な視野で自らの役割を考え、行動する契機となるよう、国際理解や多文化共生について学ぶ機会を提供します。
 - ・ 地域の青少年が地域の活性化に取り組んだり、地域のもつ課題の解決への主体的な取組や様々な地域の青少年が協働する活動にスポットをあて、県内の資源も活用しながら、青少年の地域活動や社会貢献活動の普及促進を図ります。
- ##### ○ 主体的な社会参画の促進
- ・ 青少年が自主的に社会とつながりをもって生活し、活動できるようにするため、企業やNPOなどの参画も得ながら、自立性や社会性を獲得する機会を提供します。また、こうした取組をとおして、青少年の自立を支援する団体のネットワークづくりを推進します。

- ・ 青少年の主体的な地域活動や社会貢献活動等を促進するため、県内の青少年団体等との連携を図り、地域・青少年団体のリーダーや青少年活動指導者の育成を推進します。

イ 青少年を健全に育成するための環境整備

○ 思春期保健対策の充実

- ・ 医療、教育、母子保健の関係機関によるネットワークづくりを推進し、関係機関の連携のもとに性に関する健全な意識の育成、性や性感染症予防に関する相談や正しい知識の普及を図ります。

○ 健全な育成環境の整備

- ・ 危険ドラッグなどの薬物乱用防止を図るため、教育および保健、医療機関、関係団体が連携し広報啓発を行うほか、中学校、高等学校での薬物乱用防止教室など継続的な啓発活動を推進します。
- ・ 地域を中心として、行政、警察、学校、民間企業等と緊密に連携・協力を図り、青少年の健全育成に関する条例に基づき、健全な育成を阻害するおそれのある性、暴力、犯罪助長などに関する過激な情報の発信元となる有害図書等の規制、排除に努めます。
- ・ 健全な育成を図るうえで有益であると認められる図書、興業などを積極的に推奨することにより、青少年の健全な育成に優良な社会環境づくりを推進します。

○ 安心・安全なインターネット利用

- ・ 学校において、発達段階に応じて、インターネット上のトラブル等に関して被害者にも加害者にもならないよう情報活用能力や情報モラル等の育成を図ります。
- ・ 青少年をインターネット上のトラブルから守るために、「フィルタリングの利用」、「家庭における利用のルールづくり」、「保護者のインターネット・リテラシー向上および確実な管理・監督」を3本柱とし、官民連携して広報啓発などに取り組みます。

- ・ 青少年の性に関する問題に対応するため、インターネットに係る児童買春や「自撮り被害」を含む児童ポルノ事犯などの取り締まりのほか、SNSなどの適切な利用方法や有害サイト利用に伴う危険性に関する広報啓発、情報発信、被害者相談などの取組を強化します。

(2) いじめの加害者や非行少年等への対応

基本目標

いじめの加害や非行を行った子どもを、福祉的な支援が必要な要保護児童と捉えて、関係機関が連携して適切に対応します。また、非行などの課題がある青少年への立ち直り支援や社会生活上の困難を有する子ども・若者への切れ目ない支援を行います。

施策の方向性

いじめの加害者や非行少年に対して、その背景にある、子どもや家族の抱える問題を把握するために関係機関が情報共有したうえで、適切な役割分担を行い、必要な支援に取り組みます。

また、非行などの課題がある青少年が、命の大切さを学び、自分自身を見つめ直し、自立に向け健やかに成長していけるよう、関係機関との連携のもと、生活習慣の改善、就学・就労支援、居場所づくりなど、青少年の立ち直りを支援します。

さらに、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対して、多様な機関が連携して、切れ目ない支援を行います。

具体的取組

ア 学校等との連携

- ・ いじめや非行問題への対応にあたって、学校や教育委員会と適切な連携を図るために、普段から情報を共有する体制を構築します。
- ・ いじめの背景には児童の非行や家庭の抱える困難等様々な要因が考えられ、要保護児童として対応することも想定されることから、相談等があった場合は要保護児童対策地域協議会において情報を共有するよう努めます。
- ・ 学校等との連携の一つとして、必要に応じて子ども家庭相談センターが研修の講師を派遣します。

イ 家庭裁判所との連携

- ・ いじめの加害者について、市町、学校等の関係者から相談があった場合や、触法少年として警察から子ども家庭相談センターに通告があった場合等に相談等の内容を検討し、必要に応じて家庭裁判所へ送致します。

ウ 非行少年等の立ち直り支援の充実

○ 青少年の犯罪や非行を防止する活動の推進

- ・ 青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。また、警察署・少年サポートセンターによる不良行為少年等やその保護者への継続指導、被害少年の保護の充実を図ります。
- ・ 学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。

○ 非行少年等の立ち直り支援

- ・ 県内9か所に設置している青少年立ち直り支援センター（あすくる）において実施している支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援）を充実させ、非行少年等の立ち直り支援を、より効果的に推進できるよう努めます。
- ・ 行政、警察、学校、地域等の関係機関・団体等との連携協力を強化することにより、情報の共有化を図るとともに、青少年立ち直り支援センター（あすくる）職員を対象とした研修会を実施し、技能の向上を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。
- ・ 青少年立ち直り支援センター（あすくる）において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実させるため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア（青少年支援サポーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進します。
- ・ 子ども・若者の多様なニーズに応えられるよう、青少年の立ち直りを支援するNPO等の活動を広く県民に紹介し、青少年の立ち直り支援の輪を広げます。

エ 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援

○ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援体制

- ・ ニート、ひきこもり、不登校、発達障害などにより、悩みを抱え、生きにくさを感じるなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。
- ・ 不登校や様々な課題を抱える児童・生徒等の情報を関係機関で共有し、必要な支援に繋げることが、ひきこもりの未然防止だけでなく、様々な生きづらさを抱えた子ども達一人ひとりに寄り添うために必要な取組であり、対象の児童・生徒等の範囲や情報共有のあり方、その後の対応等について、効果的な支援の仕組みができるよう検討を進めます。

○ 心の問題を抱える青少年に対する支援

- ・ 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、虐待、いじめ、不登校、非行、進路など、子どもに関わるあらゆる問題について相談に応じ支援します。
- ・ 思春期における心身症、不登校、ひきこもりなどの心の問題に対応するため、県立精神保健福祉センターや保健所における思春期相談など、地域における専門相談体制の充実を図ります。
- ・ 心に悩みを抱える子ども・若者の自殺予防を図るため、こころのほっと相談（対面型相談）や自殺対策推進センターによる自殺予防電話相談、SNSの活用による相談窓口の周知など若年層への対策を強化します。
- ・ 県立精神保健福祉センター内のひきこもり支援センターにおいて、本人や家族からの相談を受け、必要に応じてアウトリーチ（訪問活動）を行うとともに、当事者の会や家族交流会など、同じ思いを抱えた人々と出会える場、悩みなどを相談し合える場を提供したり、市町等が支援する困難事例への技術的助言を行います。
- ・ ひきこもり支援センターに設置している「滋賀県子ども・若者総合相談窓口」において、小学生まで対象を広げ、教育や福祉、医療、保健、雇用など

の関係機関によるネットワークを構築し、ワンストップでの相談対応により、本人だけでなく家族も含めた総合的な支援を早期に行います。

5 社会的養護の推進

重点的取組 未然防止に有効な子育て支援の充実 保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援

(1) 児童虐待の未然防止

基本目標

児童虐待によって子どもが傷つくことがないように、子どもや保護者が必要な支援につながる取組により、児童虐待を起こさない地域づくりを進めます。

施策の方向性

児童虐待が子どもに及ぼす影響や、社会全体で地域の子どもを見守り、育てていくことの重要性等について県民の理解を促し、社会全体で児童虐待防止に取り組む意識の醸成を進めます。

児童虐待は、①保護者の養育能力や社会的未熟、②経済的困窮や育児の過重負担、③親族、地域との関係の希薄化に伴う社会的な孤立、④保護者から見た子どもの育てにくさなど、これらが複雑に絡み合っ生じることが多いことから、児童虐待を起こさない社会の実現に向けて、子育ての負担感、不安感を少なくするため、多様なニーズに応え、きめ細かな子育て支援の推進を図り、子育てを地域の様々な関わりの中で支えていきます。

具体的取組

- ア 児童虐待防止に向けた県民意識の醸成
- 県民へのオレンジリボンを活用した啓発活動
 - ・ 社会全体で児童虐待防止に取り組む意識を育むため、市町、関係機関、団体および企業などと協働し、オレンジリボンを活用した啓発活動を実施します。
 - ・ 児童虐待防止へ理解を深め、県民の主体的な行動につなげることを目的として学校、企業、および地域への出前講座を実施します。
- 要保護児童対策連絡協議会による総合的な対策の推進
 - ・ 福祉、保健、医療、教育、警察、司法などの関係機関で構成する滋賀県要保護児童対策連絡協議会において、関係機関における児童虐待防止のための取組の充実と連携の強化を図ります。

イ 子ども自らの人権意識の向上

○ 児童虐待防止に関する学習・啓発

- ・ 子どもが権利擁護に関する意識を高め、子ども自らが暴力から身を守る力をつけるプログラム（CAP等）の普及を促進します。

○ 権利擁護の取組

- ・ 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子ども権利擁護部会による実地調査を行い、子どもが施設等で安心して生活できるよう支援します。
- ・ 児童養護施設等に措置等となった子どもに対し、「子どもの権利ノート」を活用し、子どもが守られる権利を学べるよう支援します。
- ・ 児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里親等のもとでの暮らしに関するアンケートを実施します。
- ・ 子ども家庭相談センターは、代替養育に関する措置や施策の利用の決定にあたっては、子どもに丁寧に説明をし、意見を聴取するとともに方針決定にできるだけ反映させるよう努めます。
- ・ 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌みとる方策、子どもの権利を代弁する方策については、国の調査研究の結果を踏まえながら検討していきます。

○ 子どものための相談窓口による支援

- ・ 子どもの「助けてサイン」を受け止めるため、子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、子どもの悩み相談に応じるとともに、必要に応じて、適切な支援を受けることができるよう関係機関につなぎます。

ウ 未然防止に有効な子育て支援等の充実【重点】

○ 思春期からの健康教育の実施

- ・ 望まない妊娠や性感染症等思春期の子どもたちを取り巻く様々な健康問題、少子化、核家族化等による育児不安の増加などから、生命の尊厳の理念に基づいた健康教育の実施や、思春期からの健康の保持増進および妊娠や子育てに関する正しい知識について普及啓発を行います。

- ・ 予期せぬ妊娠をして1人で抱え込むことがないように、妊娠期からの相談窓口について、周知を図ります。

○ 母子健康施策を通じた虐待予防等の推進

- ・ 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が育児をできるよう相談指導の充実を図ります。
- ・ 産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業や産後ケア事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。
- ・ 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化します。

○ 地域における子育て支援の推進

- ・ 子育ての不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、子育て中の保護者同士の交流の場の提供やネットワークづくりなどにより、子育ての不安感、負担感、孤立感を軽減するための支援を充実します。

○ ショートステイ・トワイライトステイの充実

- ・ 育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられる体制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトステイの実施を促進します。

○ 子育てのための相談窓口による支援

- ・ 子ども・子育て応援センター（こころんだいやる）において、電話相談や面談により子育てに関する悩み相談等に応じるとともに、必要に応じて、適切な支援を受けることができるよう、関係機関につながります。
- ・ 若年層をはじめとした多様な方が、気軽に相談できて、適切な支援につながるようSNSの活用を検討します。

(2) 児童虐待の早期発見・早期対応

基本目標

保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携し、早期発見と早期対応に取り組み、児童虐待の重篤化を防ぎます。

施策の方向性

保健・医療・福祉・教育等の子どもに関わる機関は、養育環境に何らかの問題を抱え、養育が困難な状況に陥る家庭を早期に把握していく必要があります。

このため、市町とも情報を共有しながら、このような状況にある家庭の養育に関し、助言・指導等を行うことにより適切な養育の確保を図ります。

具体的取組

ア 保健・医療・福祉・教育等の連携による早期発見と支援【重点】

○ 妊娠期からの切れ目のない支援

- ・ 母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの機会をとおして、地域とつながり、地域の支えの中で保護者が育児をできるよう相談指導の充実を図ります。(再掲)
- ・ 産後うつの予防や乳児への虐待予防を図るため、産婦健康診査事業や産後ケア事業を実施する市町の増加に向けた支援を行います。(再掲)
- ・ 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭の早期発見・早期対応を図るため、医療機関と市町の連絡体制の再構築を行い、市町の取組を強化します。(再掲)

○ 要支援児童・特定妊婦に関する医療機関から市町への情報提供

- ・ 医療機関に対し、出産前も含め早期に養育支援を行うことが必要であると判断した家庭について、市町へ情報提供し、情報を共有していくよう働きかけます。

○ 産後の母子等を支援する仕組み

- ・ 妊娠・出産・産褥期は母子の愛着形成やその後の子どもの健全な発達に重要な時期であることから、市町や関係機関と連携し、産後の母子やその家族への支援を推進します。

イ 配偶者等からの暴力（DV）による子どもへの心理的虐待の予防

○ 広報啓発・再発防止

- ・ 子どものいる家庭におけるDVは、直接子どもに向けられた行為ではなくても、子どもに深刻な影響を与える児童虐待となることについて広く啓発するとともに、通告があった際には、個別に指導を行い、再発防止に取り組みます。

○ 市町への周知

- ・ 児童虐待相談を担当する部署と、DV相談を担当する部署が連携し、情報交換を行い、早期に相談対応するよう徹底していきます。

○ 配偶者暴力相談支援センターとの連携

- ・ 子ども家庭相談センターにおいて、配偶者暴力相談支援センターと連携し、必要に応じて、子どもに対する心理的なケアを行います。

ウ 特に養育の支援が必要な家庭に対する支援

○ 市町要保護児童対策地域協議会における情報共有、支援連携

- ・ 保護者や子どもの状況を把握し、要保護児童対策地域協議会において情報を共有し、構成機関の役割分担のもと、要支援児童・特定妊婦がいる家庭への訪問や家事援助などの支援を促進します。

○ 乳幼児健康診査未受診者、未就園児、不就学児等の把握

- ・ 要保護児童対策地域協議会において関係機関が情報を共有し、連携して対応します。また、子ども家庭相談センターは市町と連携し、虐待発生とその深刻化を予防するため、常に状況把握に努めます。

○ 認定こども園・保育所の利用申込みの勧奨および保育所等入所選考での考慮

- ・ 児童虐待防止の観点から、市町に対して、認定こども園・保育所等での保育が必要な子どもの保護者に利用申込みを勧め、入所選考にあたって配慮されるよう働きかけます。

○ ショートステイ・トワイライトステイの充実（再掲）

- ・ 育児に過重な負担がかかる時期の家庭や複雑な事情を抱える家庭等が、定期的または一時的に子どもを預けて子育ての負担の軽減につながる支援を受けられる体制を整えるため、市町に対しショートステイ・トワイライトステイの実施を促進します。

(3) 子どもの保護・ケア

基本目標

社会的養護を必要とする子どもに、安全・安心で人権の尊重された生活の場を提供します。

施策の方向性

家庭養育優先原則に基づき、家庭における養育が困難な場合は、特別養子縁組または「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を進めます。

また、子どものニーズに応じてできる限り良好で家庭的な環境で生活できるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化を進めます。

なお、児童養護施設は、日常的に専門的なケアを必要とする子どもへの支援や、子どもの情緒や行動上の問題の解消・軽減を図りながら、早期の家庭復帰、あるいは養子縁組、里親委託へとつなげていく役割も担っていることから、本県では里親および児童養護施設の双方による社会的養護を推進します。

具体的取組

ア 虐待事案への迅速かつ適切な対応

○ 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護の実施、解除

- ・ 一時保護やその解除を行う際には、子どもに丁寧に説明をするとともに、子どもの意見を聴取するよう配慮します。
- ・ リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には、子どもの安全確保を最優先に躊躇なく一時保護を実施します。
- ・ 一時保護の解除や施設入所措置の解除などにより、子どもに対する支援に変化が生じた際に、切れ目のない支援が行えるよう、市町や警察等との情報共有を徹底します。

イ 一時保護機能の充実

○ 一時保護所の機能充実

- ・ 一時保護やその解除を行う際には、児童福祉司による社会診断だけでなく、児童心理司による心理診断、一時保護所における行動診断、医師による医学診断など総合的な診断により、アセスメント機能を十分に高めます。

○ 子どもへの支援

- ・ 一時保護を行う子どもへの対応においては、発達の状態や心理的ケアの必要性等、子どもの状況に応じたきめ細やかな対応ができるよう、一時保護所の個室整備を行います。
- ・ 社会生活を営んでいく上で、対人関係等を上手く結べるようソーシャルスキルトレーニングを実施していく等、学習支援の充実を図ります。
- ・ 子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行います。

○ 児童養護施設等における一時保護受入体制の強化

- ・ 施設への一時保護委託においては、措置により入所している子どもと一時保護された子どもが混在する施設環境は双方への影響が大きいことから、地域分散化により本体施設に空いたスペースを活用するなど、施設における一時保護受入体制の強化を支援します。

ウ 児童養護施設、里親委託等の受入体制の整備

○ 里親委託の推進および里親支援の強化

- ・ 代替養育が必要となった場合は、家庭養育優先原則に基づき、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を積極的に推進します。
- ・ 里親支援機関や市町等と連携しながら、里親制度の普及啓発や新規里親の開拓など里親のリクルートを戦略的に実施し、里親制度の認知を高めるとともに、子どもの養育の受け皿となる里親の登録数を増やします。
- ・ 包括的な里親支援業務（フォスタリング業務）の実施体制を早期に構築し、里親が子どもに最善の養育を提供するために適切な支援を受けられるよう、里親支援を強化します。
- ・ 里親が地域において社会的につながりを持ち、子どもを養育することが一時的に困難となった家庭への支援ができる仕組みを検討します。

○ 特別養子縁組の推進

- ・ 特別養子縁組は永続的で安定した家庭での養育を保障することから、家庭再統合が極めて困難な場合など特別養子縁組が適当と考えられる子どもについて、県内の民間あっせん機関とも連携しながら、特別養子縁組を推進します。

○ 児童養護施設の高機能化および小規模かつ地域分散化

- ・ 施設に入所する子どもが地域において家庭的な環境で生活体験を積むことができるよう、各児童養護施設にヒアリングを行い、状況や課題を把握しながら、できる限り良好で家庭的な環境である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの設置を推進します。
- ・ 特にケアニーズの高い子どもに対しては、本体施設内でできるだけ少人数の生活単位において、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が可能となるよう支援します。

○ 乳児院および児童養護施設の多機能化・機能転換

- ・ 各地域におけるニーズを踏まえつつ、施設にヒアリングを行い、状況や課題を把握しながら、施設による一時保護受入体制の整備や里親支援機能の強化、市町と連携した在宅支援・特定妊婦への支援の強化などの施設の多機能化・機能転換を支援します。

○ 子どもへの支援

- ・ 子どもの在籍校や教育委員会等と連携し、子どもの状況や特性、学力に配慮した学習支援を行います。(再掲)

エ 子どもの権利擁護の推進・被虐待児等へのケアの充実

○ 権利擁護の取組 (再掲)

- ・ 滋賀県子ども若者審議会児童養護施設等の子ども権利擁護部会による実地調査を行い、子どもが施設等で安心して生活できるよう支援します。
- ・ 児童養護施設等に措置等となった子どもに対し、「子どもの権利ノート」を活用し、子どもが守られる権利を学べるよう支援します。
- ・ 児童養護施設、里親等の代替養育を受けている子どもを対象に、施設や里親等のもとでの暮らしに関するアンケートを実施します。

- ・ 子ども家庭相談センターは、代替養育に関する措置や施策の利用の決定にあたっては、子どもに丁寧に説明をし、意見を聴取するとともに方針決定にできるだけ反映させるよう努めます。
- ・ 当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌みとる方策、子どもの権利を代弁する方策については、国の調査研究の結果を踏まえながら検討していきます。

(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援

基本目標

社会的養護のもとにある子どもとその保護者の絆の再構築に取り組むとともに、将来にわたって自立した生活ができる社会をつくります。

施策の方向性

施設への入所や里親委託は、子どもへの支援の最終目標ではなく、子どもの将来を見据えて、子どもとその保護者との関係の修復に取り組んでいきます。

また、措置を解除となった子どもが、安定した社会生活を送ることができるように、関係機関が連携・協力して子どもの自立を支援していきます。

具体的取組

ア 親子関係の修復・家庭復帰

○ 家庭復帰に向けた取組

- ・ 子ども家庭相談センターは、対応チームの編成や職員の専門性の向上を図り、児童養護施設等や市町と連携して、親子関係の修復・家庭復帰（家族の再統合）の取組を進め、家庭復帰にあたっては、市町、関係機関と連携し、地域で子どもを見守り、支援していきます。
- ・ 家庭復帰にあたって、子ども家庭相談センター、市町、関係機関等と意見が異なる場合等は必要に応じて社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会に意見を求めます。
- ・ 対応が困難な保護者に対しては、情報を共有し、施設と子ども家庭相談センターが連携して対応していきます。

○ 再発防止に向けた保護者指導の強化

- ・ 児童虐待の再発を防止するため、保護者の育児不安や子どもの発達課題など虐待に至った要因に対し、医学的または心理的所見を求めながら、市町と連携し、保護者への指導を行うとともに、専門性の確保の観点から研修の充実を図り、児童福祉司の更なる資質向上に努めます。

イ 子どもの自立支援

○ 施設、里親、行政の連携による自立支援の仕組みづくり

- ・ 児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どものアフターケアも含めた自立支援の仕組みづくりのため、施設、里親、行政による協議会を開催します。

○ 退所後の自立に向けた就労や社会生活面を支援する仕組みづくり

- ・ 児童養護施設等で生活する子どもの自立に向け、退所前から退所後を通じて就業や社会生活の学習、相談、相互交流などを行い、自立に向けた仕組みづくりを進めます。
- ・ 児童養護施設等、里親、ファミリーホームに措置等されている子どもについて、企業、団体等との就労支援の仕組みづくりを進めます。

○ 児童自立生活援助事業の支援

- ・ 児童養護施設等を退所した子どもに日常生活上の支援および職業指導等を行う児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の支援に取り組みます。

(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化

基本目標

子ども家庭相談センターの組織としての対応力を強化するとともに、市町や関係機関との積極的な連携を図り、児童虐待への対応を強化します。

施策の方向性

子ども家庭相談センターが、組織としての高い専門性を発揮できるよう、機能強化を図るとともに、市町や関係機関と積極的な連携を図り、県全体の子ども家庭相談体制の強化を図っていきます。

具体的取組

ア 子ども家庭相談センターの機能強化

○ 子ども家庭相談センターの体制強化

- ・ 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童福祉司、児童心理司の増員等、子ども家庭相談センターの体制強化を図っていきます。
- ・ 子ども家庭相談センターの更なる体制強化に向けて、管轄区域の見直し等、子ども家庭相談センターのあり方を検討します。
- ・ 他の自治体における取組も参考にしながら、子ども家庭相談センター業務の外部委託の可能性について検討します。

○ アセスメント機能の充実

- ・ 社会診断、心理診断、行動観察等を実施し、子どもの状況を見極め、それらをもとに適正な援助方針を決定していきます。
- ・ きょうだいがいる家庭で虐待が発生した場合は、虐待の対象となっていない子どもも虐待を受ける危険度が高いことから、虐待の対象となっていない子どもについてもアセスメントを行うなど、適切な対応を行います。

○ 保健・医療・福祉関係機関との連携

- ・ 母子保健機関、産科や小児科をはじめとする医療機関と市町および子ども家庭相談センターが、早期発見・早期対応に向けて円滑に連携ができるよう、情報共有を図ります。

○ 介入的な対応を的確に行うための体制整備

- ・ 一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分けるなど、子ども家庭相談センターの機能分化を行います。

○ 法的対応の強化

- ・ 子ども家庭相談センターに付与されている法的権限を適時適切に行使するために、各子ども家庭相談センターへの弁護士の配置や家庭裁判所への弁護士による代理人申請について、滋賀弁護士会と文書による取決めを行います。
- ・ 臨検・搜索等に係る研修を警察と合同で実施し、法的対応力の更なる向上

に努めます。

○ 医療機能の強化

- ・ 医療的な機能強化を図るため、虐待の診断などについて医療機関との連携を図ります。

○ 社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会の活用

- ・ 施設入所措置や措置解除などが子どもや保護者の意向と一致しない場合や市町、関係機関等と意見が異なる場合において、専門家の意見を聴取するため、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置審査部会を積極的に活用します。

○ 重症事例の検討

- ・ 児童虐待の重症事例が発生した場合は、市町と協議し、社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待事例検証部会による検証を行い、再発防止に努めます。

○ 人材確保・育成

- ・ 児童虐待防止対策体制総合強化プランを踏まえ、児童福祉司や児童心理司等の配置・育成に取り組みます。
- ・ 児童相談に関するスーパーバイズ機能を強化し、チームとしての総合力が発揮されるようスーパーバイザーの育成に力を入れます。

イ 市町との連携

○ 子ども家庭相談センターの専門性を活用した援助

- ・ 市町の個別ケース検討会議において、児童福祉司や児童心理司が、当該ケースに関するアセスメントの結果や支援計画について専門的な見地からの助言指導を行うことにより、市町の援助活動が円滑に進むよう、市町を支援します。

○ 県子ども家庭相談室と連携した日常的な支援

- ・ 家庭児童相談室を持たない町の児童虐待対応等を支援するために、子ども家庭相談センターの研修に県子ども家庭相談室職員が参加するなどし、県子ども家庭相談室の資質の向上を図り、町主担当ケースの効果的な支援を促進します。

- **子ども家庭相談センターと市町との個別定期協議の実施**
 - ・ 子ども家庭相談に係る組織体制も含めた市町の状況を把握し、それに基づいた市町と子ども家庭相談センターの連携を進めるとともに、効果的な市町への助言指導を実施するために、市町ごとに効果的な支援方策や連携上の課題を話し合う場を設けます。
- **スーパーバイザー派遣の充実**
 - ・ ソーシャルワークに精通したスーパーバイザーを市町に派遣し、市町の取組に対する支援の充実を図ります。
- **在宅支援共通アセスメント・プランニングシートの普及と役割分担の明確化**
 - ・ 子ども家庭相談センターと市町等関係機関において、共通のツールである「在宅支援共通アセスメント・プランニングシート」の普及を促進し、共通理解や円滑な情報共有を図り、適切な役割分担を行います。
- **市町職員等の専門性を高めるための研修会の開催**
 - ・ 市町の子ども家庭総合支援拠点の職員や要保護児童対策調整担当者のほか、幅広く子ども家庭福祉に携わる者を対象に、資質向上を目的とした研修を実施します。
- **子ども家庭総合支援拠点の設置促進**
 - ・ 市町における相談体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市町子ども家庭総合支援拠点」について、2022年度までに全市町で設置されるよう情報提供や助言等の支援に努めます。
- **中核市の児童相談所設置に向けた取組**
 - ・ 中核市における児童相談所の設置について、中核市である大津市に必要な情報を提供するとともに、大津市が設置を検討する場合には、必要な支援を行います。
- ウ **関係機関の役割と連携**
 - **里親、乳児院および児童養護施設との連携**
 - ・ 施設・里親担当の児童福祉司を配置して、施設・里親による子どもの養育状況を詳細に把握し、きめ細かい助言指導に努めるなど、措置等児童への支

援を充実させます。

○ **里親支援機関との連携**

- ・ 家庭における養育環境と同様の養育環境を提供するため、里親支援機関とともに新規里親の登録に向けた取組を進めるとともに、未委託里親への委託促進を進めます。

○ **性的虐待に関する専門機関との連携**

- ・ 性的虐待については、発見からその後のケア、法対応に至るまで、医療機関、警察等の関係機関の協力を得ることが不可欠であることから、これら専門機関との連携を深めます。

○ **家庭裁判所、地方検察庁および少年鑑別所との連携**

- ・ 家庭裁判所、地方検察庁・少年鑑別所（法務少年支援センター）と子ども家庭相談センターとが情報交換しながら、連携を進めます。

○ **児童家庭支援センターとの連携**

- ・ 虐待の発生や深刻化を防ぐために、市町と連携した妊産婦の支援等について、重要な役割を担う児童家庭支援センターの機能強化を図ります。

6 子どもの貧困対策

重点的取組 学校と福祉等関係機関等との連携強化

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

基本目標

学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援を通じた教育費負担の軽減を図ります。

施策の方向性

貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。

具体的取組

ア 学校と福祉等関係機関等との連携強化【重点】

○ 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

- 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。
- 家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組により、保護者に対する家庭教育支援をサポートします。

○ 学校教育における「学ぶ力」、確かな学力の向上

- 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る取組を推進します。
- 小中学校において個に応じた指導の充実や基礎基本の定着を図る放課後学習を支援します。

○ 地域による学習支援

- 放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

の設置により、地域による学習支援等の充実を図るとともに、導入に向けた周知や啓発を実施します。

○ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・ キャリアノート「夢の手帖」（小学生版・中学生版・高校生版）の作成や、小学校・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催により、各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。（再掲）
- ・ 高等学校等中退者等について、学校がハローワーク等に対して情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供を充実します。
- ・ 学習面の課題や経済的理由、妊娠など様々な事情により就学継続が困難な生徒について、それぞれの事情に応じた適切な支援や教育上必要な配慮を行います。

イ 貧困の連鎖を防ぐための就学前の教育・保育の質の向上

○ 保幼小連携の推進

- ・ 小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育票録等による申し送りや、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との交流や連絡会の開催などによる連携を推進します。

○ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育にかかる負担軽減

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園への就園を促進するため、市町における、低所得世帯に対する利用者負担の軽減や、施設利用に伴う教材費等の費用負担の軽減を図り、適切な教育・保育を推進します。

○ 就学前の家庭教育支援

- ・ 就学前の子どもを持つ保護者に対し、家庭教育支援を充実するため、PTAや保護者会の代表を対象にした家庭教育学習講座の開催を支援します。

ウ 就学・修学支援の充実

○ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

○ 子どもの食事・栄養状態の確保

- ・ 生活保護の教育扶助により、被保護世帯の小・中学校の給食費を支給します。
- ・ 県内で学校給食を実施している学校を対象とした学校給食実施状況調査を実施し、学校給食の普及・充実を図ります。
- ・ 食育の日の設定や研修会・講習会の実施、優れた実践校の表彰などにより、学校を中心に家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。

○ 高等学校等における教育に係る経済的支援

- ・ 保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な生徒に対し、授業料の支援を実施します。また、低所得世帯に対し、授業料以外の支援を実施します。
- ・ 私立高等学校を運営する学校法人に対し、授業料減免に関する支援を実施します。
- ・ 高等学校等に在学する高校生等が、経済的な理由で修学を断念することがないように、奨学資金を貸与します。
- ・ 特別支援学校へ就学している児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給し、通学費、給食費および教科書費等の支援を実施します。
- ・ 高等学校等中退者が高等学校等に再入学し、「高等学校等就学支援金」の支給限度期間または支給限度単位数を超えた場合に、授業料の支援として卒業するまで（最長2年間）学び直し支援金を支給し、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

○ 大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- ・ 大学等における就学の支援に関する法律に基づき、令和2年度（2020年度）より実施される授業料等減免と学資支給について、住民税非課税世帯等の対象者に広く周知します。

- ・ 看護専門学校生に対し、免許取得後に一定の要件を満たせば返還が免除される資金を貸与します。
- ・ 保育士、介護福祉士養成施設在學生に対し、資格取得後一定の要件を満たせば返還が免除される資金を貸与します。

○ 学生のネットワークの構築

- ・ 学生間のコミュニケーションスペースの設置や学生支援サポートスタッフ制度の実施により学生のネットワークの構築に努める県立大学に対し、その取り組みを支援します。
- ・ 看護学校の学生に対してカウンセリングを実施し、精神面でのサポートを行います。

エ 生活困窮世帯等への学習支援

○ 生活困窮世帯への学習支援

- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援を実施します。

○ 児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援の推進

- ・ 国の基準を超えて職員を配置している施設に対し、入所児童の学習支援等にあたる職員の配置について支援します。

○ ホームフレンドの派遣

- ・ ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンドの派遣を実施します。

○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の整備充実

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。(再掲)

○ 放課後子ども教室等の推進

- ・ 習熟度別指導などの少人数指導により個に応じたきめ細かな指導を推進するとともに、小学校、中学校における放課後学習を支援します。
また、放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。

(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

基本目標

相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないようにします。

施策の方向性

保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。

具体的取組

ア 保護者の生活支援

○ 保護者の自立支援

- ・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。
- ・ ひとり親家庭が一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に、家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行い、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

○ 保育等の確保

- ・ 市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等事業の充実を図るとともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いについて市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。
- ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域の実情に応じて、「新・放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考え方等の周知に努めます。

○ 保護者の健康確保

- ・ ひとり親家庭に対し、当事者ニーズに応じた母子・父子自立支援員による相談支援や、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行います。
- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。
- ・ 市町における新生児訪問や乳幼児健診等において、乳幼児や保護者の健康状態の確認が行われることを支援します。
- ・ 市町における乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問において、妊婦等による養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等が行われることを支援します。

○ 母子生活支援施設等の活用による地域での生活の支援

- ・ 母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供します。

イ 子どもの生活支援

○ 児童養護施設等の退所児童の支援

- ・ 退所児童等に対し、就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。また、退所児童等が就職や住居を借りる際、施設長等が身元保証人になることの支援を実施します。

○ 食育に関する支援

- ・ 保育所等に対しては指導監査等を通じ、適切な食事提供の指導・助言を行います。また、児童養護施設に対しては、定期監査時に入所児への必要な栄養指導が行われているかの確認を実施します。

○ 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの居場所作りに関する支援

- ・ 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。

- ・ 市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等の充実を図るとともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いについて市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。(再掲)
- ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域の実情に応じて、「新・放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考え方等の周知に努めます。(再掲)

ウ 関係機関との連携等

○ 児童養護施設の体制整備、子ども家庭相談センターの相談機能強化

- ・ 家庭での保護者による安定的な養育が困難な子どもに対して、家庭的な養育環境を提供するために、里親の拡充と施設の小規模化を図ります。
- ・ 里親支援機関との連携により、里親に関する情報共有を推進します。
- ・ 養育里親認定研修、児童虐待相談等関係職員研修を実施し、里親や施設職員の資質向上に取り組みます。
- ・ 子ども家庭相談センターの機能を強化し、里親や施設で暮らす子どもへのケアを充実します。

○ 相談職員の資質向上

- ・ 生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーの資質向上を図るため、またひとり親家庭が抱える課題に対応するため、母子父子自立支援員、市町担当職員およびひとり親家庭福祉推進員に対する研修を実施する等、市町の相談支援体制をバックアップします。
- ・ さまざまな悩みを抱えている子どもたちの相談に応じることのできる職員を子ども・若者総合相談窓口等に配置し、定期的に研修を実施します。

エ その他の生活支援

○ 妊娠期からの切れ目ない支援等

- ・ 医療機関と市町が早期から連携できるよう、県全体でハイリスク妊産婦、新生児援助事業を実施します。

- ・ 子育て・女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関し、電話、来訪、訪問による相談を実施します。
- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。

○ 住宅支援

- ・ 住宅困窮度の高いひとり親世帯に対する県営住宅の優先入居を実施するとともに、子育て世帯等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ・ ひとり親家庭に対して住宅資金および転宅資金の貸付を実施します。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住居確保のための支援を実施します。

(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

基本目標

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。

施策の方向性

保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めます。

具体的取組

ア 保護者に対する就労の支援

○ 親の就労支援

- ・ 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・ ひとり親家庭に対して自立支援プログラムを策定し、就業を軸とした自立支援を図ります。また、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図ります。

- ・ 母子家庭の母や出産や子育てを理由に離職し、再就職を希望する女性等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図ります。

○ 親の学び直しの支援

- ・ 職業経験がないひとり親家庭の親に対して、主体的な能力開発の取組を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給し、学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- ・ 生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等学校に就学する際、高等学校等就学費の支給を実施します。

○ 就労機会の確保

- ・ ひとり親の就業支援に関するリーフレットを配布するとともに、県の会計年度任用職員の募集案内を母子家庭等就業・自立支援センターに提供し、ひとり親の就労機会の確保に努めます。

イ 子どもの就労支援

○ 希望に応じた子どもに対する就労支援

- ・ ひとり親家庭の就労を希望する子どもに対し、母子家庭等就業・自立支援事業を通じ、就労を支援します。
- ・ 児童養護施設の退所児童等に対して、それぞれの希望に応じた就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。
- ・ 中卒や高校中退、定時制高校に通学する子ども等全日制高校に通学していない子どもに対しても、それぞれの希望に応じ、学校とハローワークのジョブサポーター等との連携による求人開拓を行うといった支援を実施します。
- ・ しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。

(4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援

基本目標

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。

施策の方向性

ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

具体的取組

ア ひとり親家庭に対する支援

○ 児童扶養手当の支給

- ・ 市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な支給事務を行います。

○ 福祉医療費の助成

- ・ 病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。

○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- ・ 市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な貸付事務を行います。

○ 養育費確保の支援

- ・ 子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費は扶養義務を履行するものであるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費についての理解を深められるよう、NPO等と連携した講座を開催するなど、養育費の重要性を周知します。
- ・ 養育費に関する相談を引き続き行っていくとともに、養育費の確保を促進する支援策を検討します。

○ ひとり親家庭に対する調査

- ・ ひとり親家庭への就業支援や経済的支援等の状況把握のため、実態調査（5年に1回）を実施します。

イ 生活保護世帯に対する支援

○ 教育扶助の支給方法

- ・ 生活保護における教育扶助について、目的とする費用に直接充てられるよう、学校等からの要請に応じて、学校の長に対して直接支払うことを実施します。

○ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- ・ 高等学校等に進学する際、入学料、入学検査料等を支給します。また、高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとします。

7 ひとり親家庭への支援

重点的取組 支援が届きにくい家庭への対応強化

(1) 自立のための就労支援

基本目標

ひとり親家庭の自立や生活の安定、向上に向け、その就業を支援し、就業により十分な収入を安定的に確保します。

施策の方向性

ひとり親が自分らしいと思える生活の実現をめざして、経済的に自立した生活ができるよう、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定などの就労支援を進めます。また、子どもの成長に伴い変化する働き方に対する希望にも柔軟に対応できるよう企業に対するひとり親の理解促進を図ります。

具体的取組

- ア ニーズに対応した就業相談の充実
- 母子家庭等就業・自立支援センターによる就業支援
 - ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて求人等の情報提供や技能講習の案内等必要な助言を行い、求職活動を支援します。
 - ・ ひとり親家庭の親を対象に、家庭や就労、求職の状況や課題を把握し、就業に向けた支援、職業能力開発へのアドバイスなど個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、きめ細かな就労支援を行います。
- 関係機関と連携した就業支援（滋賀マザーズジョブステーション）
 - ・ 滋賀マザーズジョブステーション・近江八幡は、母子家庭等就業・自立支援センター、マザーズ就労支援相談、ハローワークおよび福祉事務所等が連携し、求人情報の提供や職業紹介、託児など一括したワンストップの就労支援を行います。また、滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前においても母子家庭等就業・自立支援センターが定期的な出張相談を行い、就業相談の充実を図ります。
 - ・ ひとり親を対象とした就職説明会を、企業と連携して開催し、就業機会の拡大を図ります。

- **支援機関と連携した相談窓口**
 - ・ ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。
- イ **自立を目指した能力開発の支援**
- **多様な能力開発への支援**
 - ・ ひとり親の円滑な就業準備や転職を支援するための講習会や就労に必要な知識を身につけるための職業訓練、学び直しへの支援などを実施し、幅広い知識・技能の習得と能力開発への支援や公共職業安定所（ハローワーク）と連携した就業支援を行うことにより、就労の促進を図ります。
- **講座等の受講のための経済的な支援**
 - ・ ひとり親が就職やキャリアアップにつながる資格や技能を習得できるよう、訓練費用の助成や給付金による生活の負担軽減などの経済的支援を行い、受講の促進を図ります。
- ウ **ひとり親が働きやすい職場環境づくり**
- **雇用促進のための企業等への啓発の推進**
 - ・ 就業後の状況把握や求人開拓を目的とした企業訪問を通じ、企業・団体等に対し、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけを行い、また子育てに配慮した働きやすい職場などの情報提供を行います。
- **仕事と生活の調和のとれた職場環境づくりに向けた広報・啓発**
 - ・ 仕事と子育てを両立し、健康状態や子どもの年齢に応じた働き方ができるよう、仕事と生活の調和のとれた働きやすい職場環境づくりに向けた広報・啓発を推進します。

(2) 安心・安全な子育て・子育てのための生活支援

基本目標

ひとり親が安心して子育てができるよう多様な保育サービスや日常生活面の支援の充実、教育環境の充実を図り、子どもの健やかな育ちを支えます。

施策の方向性

ひとり親が安心して、子育てと仕事の両立ができるよう、多様なニーズに対応

する延長保育、病児保育および一時預かりなどの子育て支援策や、家事援助など生活面のサポートなどを着実に推進します。

また、子どもの健やかな育ちを支えるため、学習支援、進学のための資金貸付などの経済的支援により、教育環境の充実を図ります。

ア 仕事と子育ての両立を図る子育て・生活支援の充実

○ 多様なニーズに応じた保育サービス

- ・ 保育所等および放課後児童クラブの充実を図り、多様なニーズに対応するための延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育の実施を支援します。
- ・ 保育所等や放課後児童クラブへのひとり親家庭の子どもの優先入所あるいは優先的利用について引き続き市町と協力して実施します。

○ 日常生活面での支援

- ・ 病気、仕事の都合等による一時的な家事、育児の援助など、親が困ったときの支援について、子どもの一時預かりや、日常生活への支援、ホームフレンドの派遣などを市町と協力して推進します。

イ 子どもの学習・居場所づくりをサポートする支援

○ 子どもの学習・生活支援

- ・ ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、居場所づくりや学習を支援したりするために、地域や団体、市町等と連携しながら取組を進めていきます。

○ 子どもの進学のための経済的支援

- ・ 教育費の負担軽減を図るため、子どもが高等学校や大学などに就学・修学するために必要な入学金・授業料などの資金の貸し付けを行うとともに、制度の周知を図ります。

ウ 面会交流の普及・啓発

- ・ 面会交流の必要性や心構えに関する講座の開催や、ホームページなどによる広報・啓発を行うとともに、面会交流にかかる相談など促進に向けた支援を行います。

(3) 生活の安定と自立のための経済的支援

基本目標

経済的支援によりひとり親の生活の安定と経済的自立を目指します。

施策の方向性

ひとり親家庭となり不安を抱える中、県営住宅の入居など生活基盤確保の支援や各種手当などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

また、離婚にあたって、養育費負担の取決めを行うことなどについて、広報・啓発活動を行っていきます。

具体的取組

ア 生活基盤となる住宅の確保のための支援

○ 公営住宅による生活支援

- ・ 県営住宅の入居にあたっては、ひとり親世帯に対して優先入居を行うことにより、住宅確保を支援します。

○ 住宅確保のための支援

- ・ 民間住宅については、子育て世帯等が生活の基盤である住宅を円滑に確保できるよう、住宅情報の提供などの支援に努めます。

イ 生活の安定を図るための経済的支援

○ 児童扶養手当の支給（再掲）

- ・ 市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な支給事務を行います。

○ 福祉医療費の助成（再掲）

- ・ 病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。

○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付（再掲）

- ・ 市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な貸付事務を行います。

ウ 養育費確保のための支援

○ 養育費確保の支援（再掲）

- ・ 子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費は扶養義務を履行するものであるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費についての理解を深められるよう、NPO等と連携した講座を開催するなど、養育費の重要性を周知します。
- ・ 養育費に関する相談を引き続き行っていくとともに、養育費の確保を促進する支援策を検討します。

(4) きめ細かな相談体制と情報提供

基本目標

ひとり親家庭が抱える生活、就業等に関する様々な悩みについて、相談体制や情報提供の充実を図り、ニーズに合ったきめ細やかな支援を提供します。

施策の方向性

ひとり親家庭の子育てをはじめとした様々な悩みに対し、特に支援を必要としているひとり親家庭に情報や支援が行き届くよう、広報誌やホームページを活用した情報提供や相談窓口の周知を図るとともに、母子・父子自立支援員や就業支援員などによる情報提供や相談体制を充実します。

具体的取組

- ア 支援が届きにくい家庭への対応強化【重点】
- 母子・父子自立支援員・ひとり親家庭福祉推進員による活動
 - ・ 母子・父子自立支援員、ひとり親家庭福祉推進員の活動をとおして、ひとり親家庭に対して支援施策等に関する情報を積極的に提供します。また、支援を必要としている方に情報を届けることができるよう、時代に即した提供方法を市町とともに検討していきます。
 - ・ 母子・父子自立支援員がひとり親家庭の自立支援に向け、適切かつ効果的に相談を行えるよう、研修や意見交換を実施し、ひとり親家庭の個々の状況に応じて支援施策や関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。
- 母子家庭等就業・自立支援センター、電話相談窓口での相談対応
 - ・ 就業支援員やプログラム策定員の研修や母子・父子自立支援員との意見交換を実施し、支援施策および関係機関等へ適切につなぐ相談体制を充実します。

- ・ 育児や虐待に対する電話相談や養育費確保等に対する法律相談を行います。
- **支援機関と連携した相談窓口（再掲）**
 - ・ ひとり親家庭を市町や様々な支援機関と連携させるコーディネート機能をもった相談機関である「ひとり親家庭総合サポートセンター」において、ひとり親家庭に寄り添った総合相談を行います。
- **ひとり親ふれあい交流事業の推進**
 - ・ ひとり親がいきいきと日常生活を営めるように、ひとり親家庭の集いの場を設けて、情報の交換や相談の機会を提供し交流を深めます。
- イ **ひとり親家庭への情報提供の充実**
- **相談窓口の周知**
 - ・ 母子家庭等就業・自立支援センターでの離婚問題や養育費確保等に対する法律相談や育児や虐待等の電話相談など相談窓口の周知を行います。
- **広報誌やホームページ等の活用**
 - ・ 必要な情報が必要とする人に十分行き届くよう、ホームページ等を活用し、情報が届きにくいひとり親家庭にも配慮しながら情報提供を充実します。
- ウ **ひとり親家庭への理解を促進するための広報・啓発**
- **地域の団体等との連携**
 - ・ 児童委員や地域の団体等に対し、研修会等の様々な機会を通じて、地域がひとり親に対する理解を深め、地域全体でひとり親家庭を見守り支えていく環境がつけられるよう働きかけを行います。
 - ・ NPO等地域団体の活動は極めて重要であり、こうした地域団体活動を支援します。
- **企業に対する理解促進**
 - ・ 企業や団体への訪問等を通じて、就業後の状況把握や求人開拓を行い、ひとり親家庭特有の事情等について理解を得るとともに、積極的に就業機会が創出されるよう働きかけを行います。